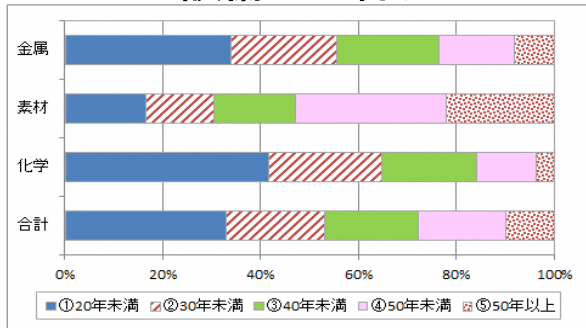


石油・化学プラント等において、設備の老朽化、ベテラン人材の退職等に伴う人材不足等が課題

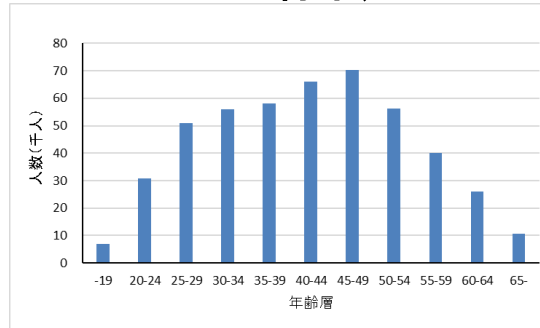
＜設備の老朽化＞



30年以上経年の老朽化設備が約3分の2

「平成30年度老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業」

＜人材不足＞



45歳以上が全体の半数近くを占め、2030年以降に定年退職

雇用動向調査 就業形態、産業(中分類)、性、年齢階級別常用労働者数 (平成30年6月末日現在)(化学工業、石油製品・石炭製品製造業)

これら課題に対応するためIoTやドローン等
新技術による保安力の向上
【スマート保安の推進】が必要

スマート保安推進のため、①ボイラー等に係る性能検査※1の見直し、②防爆規制※2の見直しが必要

成長戦略の概要

(1) ボイラー等に係る性能検査の見直し

- ①開放検査周期（≒設備の連続運転が可能となる期間）を現行最大8年から12年に延長【今年度】
- ②検査周期を(定期的)ではなく)設備の状態により管理する手法(CBM)や自主検査の導入に係る課題等の洗出し【今年度】
- ③②を踏まえ、規制の見直しに係る基本方針を策定【来年メド】

(2) 防爆規制の見直し

- ①防爆構造でない電子機器の使用が認められない危険エリアの定量的判断基準の明確化【今年度】
- ②国際規格の動向※3を踏まえた防爆規制の課題等の洗出し【今年度】
- ③②を踏まえ、規制の見直しに係る基本方針を策定【来年メド】

※1 一定規模以上のボイラー等に義務付けられる定期検査(原則1年ごと)で、大臣の登録を受けた登録性能検査機関が実施するもの。
ボイラー等を停止して行う開放検査が原則であるが、所轄監督署長の認定を受けて一定の期間(開放検査周期)について運転時等の検査とすることが可能。

※2 可燃ガスの爆発等の危険がある箇所で使用する電気機械器具は防爆構造のものとしなければならない(労働安全衛生規則第280条)。

※3 国際電気標準会議(IEC)において、ポータブルの非防爆電子機器の危険エリアでの使用が認められる基準についての検討が行われている。